

レポート・論文作成時における剽窃防止ガイドライン

経営学研究科・経営学部教務委員

1. はじめに

このガイドラインは、経営学研究科と経営学部における剽窃・盗用（以下、剽窃）を防止することを目的としたものです。近年、インターネットや情報技術の進展に伴い、以前と比べて容易に様々な文献や資料にアクセスすることが可能となり、大変便利になりました。一方で、博士論文、修士論文、卒業論文などの学位論文、定期試験・到達度確認の代替レポート等における剽窃が社会的な問題となっています。大変残念なことではありますが、経営学研究科と経営学部でも、学位論文や代替レポートにおける剽窃が発覚し、学生が処分を受けるという事態が生じました。学位論文や定期試験の代替レポートにおいて剽窃が発覚すると、懲戒処分、学位取消、単位無効など重い処分が下されます。本ガイドラインを通じて、剽窃が許されない不正行為であることを再認識し、その防止に努めてください。

2. 剽窃とは

剽窃（plagiarism）とは、「他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。」を言います（日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」）。以下に、典型的な剽窃の例を挙げます。

剽窃の例：

- ・ 自分の学位論文において、他人の論文や書籍の多くの部分を適切な引用をせずに自分のものであるかのように転用した。
- ・ 他人の論文や書籍にある文章の文末や一部表現を変えたうえで、自らの論文であるかのように転用した。
- ・ 授業中に課されたレポートにおいて、ウェブサイト上の記載や文書をコピーして、自身のレポートの一部として転載した（コピペ）。
- ・ 個人で作成すべきレポートにおいて、他人の作成したレポートを見せてもらい、それを自分のものとして転用した。

なお、自己自身の書いた文章であっても既発表のものを引用であることを示さずに転用することは剽窃に当たります。

3. なぜ剽窃をしてはならないのか？

論文やレポート等において、なぜ剽窃をしてはいけないのでしょうか。まず、学問の世界

において、著者の発表した論文や書物は、著者のオリジナルなものであることが前提とされています。皆さんのが書く論文やレポートであっても同様です。剽窃行為は、こうした前提を裏切る行為として、学問を行う者に求められる誠実さや倫理に反します。また他者によって書かれた論文や書物には、著作権や知的財産権があります。剽窃を行うと、著作権法違反や知的財産法違反として処罰されることがあります。

さらに、論文や授業中のレポートは、それを書いた人の成績や能力を評価するために使用されます。学位論文やレポートにおける剽窃は、自身の成績や能力を偽ったり歪めたりする行為として、カニシングと同様に不正行為に該当します。

4. 剽窃に対する処分

博士論文、修士論文、卒業論文などの学位論文やレポートにおける剽窃に対しては、以下のとおり厳重な処分が下されます。

(1) 学位論文における剽窃に対する処分

学位論文における剽窃が発覚した場合は、以下の規定に基づき学位の取り消し等の処分が行われます。

神戸大学学位規定（抜粋）

第22条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会及び教育研究評議会の議を経て、その学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

（後略）

(2) レポート等における剽窃に対する処分

到達度確認・定期試験に代わるレポートにおける剽窃が発覚した場合は、以下の内規に従い処分が下されます。

【神戸大学経営学部における処分規定】

定期試験・到達度確認等における不正行為に関する措置についての内規（令和3年11月17日改正）

本学部在籍学生の定期試験・到達度確認及びそれに代わるレポート試験における不正行為に関し、不正事実の確認とその措置について次のとおり定める。

第1条 不正行為の事実確認は、授業担当者が行う。

第2条 不正行為の事実確認に基づき、教務委員は当該学生と面談を行い、不正行為を認定する。

第3条 不正行為が認定された場合、教授会は以下の措置をとるものとする。

- (1) 不正を行った学生に反省文を提出させる。
- (2) 当該学期に履修した授業科目（セメスター科目、クオーター科目）の成績を全て無効とする。
- (3) 全学共通授業科目の不正行為については、国際教養教育院の申合せを適用することができる。

第4条 意図的で計画的な不正行為を企てる等、悪質と認められた場合には、追加で以下の措置をとることがある。

- (1) 研究指導を除く、次学期の成績をすべて無効とする。（休学をした場合には復学後の半期に本措置をとる。）
- (2) 保護者等に対し不正行為の事実とその措置について文書で通告する。
- (3) 特に悪質と認められた場合には、神戸大学学生懲戒規則による懲戒処分（訓告、停学又は懲戒退学）の手続きに付する。

【神戸大学大学院経営学研究科における処分規定】

定期試験・到達度確認等における不正行為に関する措置についての内規（令和3年11月17日制定）

本研究科在籍学生の定期試験・到達度確認、それに代わるレポート試験、総合学力試験（博士候補者資格論文を含む）における不正行為に関し、不正事実の確認とその措置について次のとおり定める。なお、専門職大学院在籍学生においては、本内規を適用しない。

第1条 不正行為の事実確認は、授業担当者または試験監督者が行う。

第2条 不正行為の事実確認に基づき、教務委員は当該学生と面談を行い、不正行為を認定する。

第3条 不正行為が認定された場合、教授会は以下の措置をとるものとする。

- (1) 不正を行った学生に反省文を提出させる。
- (2) 当該学期に履修した授業科目の成績（総合学力試験を含む）を全て無効とする。
- (3) 当該学期に学位論文が提出された場合は、審査及び最終試験を不合格とする。

第4条 意図的で計画的な不正行為を企てる等、悪質と認められた場合には、追加で以下の措置をとることがある。

- (1) 演習を除く、次学期の授業科目の成績（総合学力試験を含む）をすべて無効とする。（休学をした場合には復学後の半期に本措置をとる。）
- (2) 保護者等に対し不正行為の事実とその措置について文書で通告する。
- (3) 特に悪質と認められた場合には、神戸大学学生懲戒規則による懲戒処分（訓告、停学又は懲戒退学）の手続きに付する。

【神戸大学大学院経営学研究科（専門職学位課程）における処分規定】

定期試験・到達度確認等における不正行為に関する措置についての内規（令和3年12月15日制定）

本研究科専門職学位課程在籍学生の定期試験・到達度確認、それに代わるレポート試験、総合学力試験における不正行為に関し、不正事実の確認とその措置について次のとおり定める。

第1条 不正行為の事実確認は、授業担当者または試験監督者が行う。

第2条 不正行為の事実確認に基づき、教務委員は当該学生と面談を行い、不正行為を認定する。

第3条 不正行為が認定された場合、教授会は以下の措置をとるものとする。

(1) 不正を行った学生に反省文を提出させる。

(2) ケースプロジェクト研究、テーマプロジェクト研究、現代経営学演習を除く、当該学期に履修した授業科目の成績（総合学力試験を含む）を全て無効とする。

(3) 当該学期に学位論文が提出された場合は、審査及び最終試験を不合格とする。

第4条 意図的で計画的な不正行為を企てる等、悪質と認められた場合には、追加で以下の措置をとることがある。

(1) ケースプロジェクト研究、テーマプロジェクト研究、現代経営学演習を除く、次学期の授業科目の成績（総合学力試験を含む）をすべて無効とする。（休学をした場合には復学後の半期に本措置をとる。）

(2) 特に悪質と認められた場合には、神戸大学学生懲戒規則による懲戒処分（訓告、停学又は懲戒退学）の手続きに付する。

※履修した授業科目がどの学期に該当するのかについては、開講時期ではなく、教務での履修登録時期に基づいて判断する。

5. 剥窃を避けるために

「巨人の肩の上に立つ」と表現されるように、学問は先人たちの研究成果の積み重ねの上に進展していくものです。そのため、学問において他人の論文や書籍を参照したり利用することは不可欠です。しかし、他人の研究成果を自らの論文やレポートで活用するためには、適切な方法でそれらを活用しなければ剽窃となってしまいます。自らの論文やレポートにおいて剽窃を避けるためには、適切な引用、出典の明示、参考文献リストの作成などに関するアカデミックルールを学びそれを遵守する必要があります。

剽窃を避けるためのアカデミックルールを以下で学ぶことができます。

神戸大学付属図書館セルフラーニング

- 「レポートってどう書くの？」

<https://lib.kobe-u.ac.jp/media/sites/3/img-writingseminar-201701.pdf>

- 参考文献の見方・書き方

<https://lib.kobe-u.ac.jp/files/gakunai/KULiP/img-kulip-guidance-ref.pdf>

また、大学で学術研究を行う者には、剽窃予防も含めて広く研究倫理が求められます。神戸大学は、「神戸大学の学術研究に係る行動規範」を規定していますので、参考にしてください。

- 神戸大学の学術研究に係る行動規範

<https://www.kobe-u.ac.jp/research/system/academic-norms/norms.html>

【参考文献】

- 日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会. “テキスト版 科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－”. 日本学術振興会, 2015年2月,
<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>, (参照 2021-10-13).